

声明

2014年10月16日
全国保険医団体連合会
非核平和部長 永瀬 勉

「知る権利」や「プライバシーの権利」を侵害する 特定秘密保護法はやっぱり廃止しかない

安倍政権は、閣議決定による集団的自衛権の行使容認、日米ガイドラインの見直しによる軍事一体化、軍事費の拡充、武器輸出解禁など社会保障の充実などより軍事優先の政治を加速化させている。

こうした中、特定秘密保護法はその運用基準が閣議決定され、12月10日施行されようとしている。

特定秘密保護法は、諸外国、特に米国との軍事・安全保障上の情報連携の基盤整備とし、特定秘密を扱う公務員や民間事業者への同法適用により情報漏洩防止に資することが目的とされた。

しかし、各省庁の長が秘密指定したものに対して、監視機構や国会にも特定秘密の指定解除の権限がなく、関係省庁の長の裁量で特定秘密を拡大することができるなど、時の政権の恣意的な運用が可能な法律である。

厚生労働省、原子力規制委員会が秘密を指定する行政機関となったが、政府には都合が悪いが、国民が知るべき、あるいは知りたい情報、市民の生活や安全に深く関わる情報まで、「安全保障」等の理由で秘匿することが可能となり、国民の知る権利が侵害される。原発安全基準や被曝、感染症などの情報が秘匿されれば、生存権を侵害する事態にも発展しかねない。このように憲法違反の恐れが強い特定秘密保護法はやっぱり廃止しかない。

特定秘密を扱う公務員に対して行われる「適性評価」は、特定秘密を扱うのに相応しいか否かの査定材料となる。

当会をはじめ関係学会からは、適性評価のための調査項目として掲げられている精神疾患に関する事項と秘密を扱う適切性については何ら因果関係を示すものはなく、精神疾患の患者への差別意識を助長するものでしかないと批判し修正を求めたが、この点は運用基準においても改善されていない。

医療者側が当局に提供した情報が、公安目的で保持、活用される懸念もぬぐえず戦前の治安維持法を想起させるものである。

私たち医師・歯科医師は、特定秘密保護法の廃止をあらためて求めるとともに、患者との信頼関係が損なわれる「適性調査」には協力しないことを宣言する。